

見積徴収執行表（結果）

令和7年度 契約番号 2025000314 見積日時 令和7年 7月 14日 午前 10時 10分

件名	令7-単 藤倉汚水ポンプ場改築に伴う発注者支援業務委託				
場所	塩竈市 新浜町一丁目 地内				
期間	契約日の翌日 から 令和9年2月26日 まで				
業 者 名		第1回見積額	第2回見積額	第3回見積額	摘要
1	一般財団法人宮城県建築住宅センタ 一 理事長 三浦 俊徳	¥4,500,000			落札
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

○総合評価点順位（総合評価落札方式を採用した場合のみ記載）

番号	業者名	総合評価点	内訳	
			価格評価点	価格以外の評価点

○随意契約の理由（随意契約をした場合のみ記載）

根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 塩竈市契約規則第15条第1項第1号オ
選定理由	本業務は、藤倉汚水ポンプ場の老朽化したポンプ設備等の改築工事に係る発注者支援業務（設計支援、工事発注支援、工事監理等）であるが、当該工事は、ポンプ場における汚水ポンプや吐出弁等の撤去・新設について、ポンプ場を稼働させながら行うなど、厳しい条件の中で適切かつ確実な施工が求められている。このことから、本業務の適正な履行を確保するためには、一般的な発注者支援業務に精通していることに加え、当該工事の施工条件などから、下水道施設及び電気機械等の設備工事に関する専門的知識を十分に備えた業者を選定する必要があることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するため随意契約としたい。 本業務の適正な履行を確保するためには、工事監理等の発注者業務に精通しているほか、下水道施設及び電気機械等の設備工事に関する専門的知識と経験を十分に備えた業者を選定する必要がある。一般財団法人宮城県建築住宅センターは、公共建築物の質的向上と安全性の確保をめざして設立された県の外郭団体であり、法令

	の順守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されており、宮城県のほか県内市町村が実施する公共建築工事、設備工事等の工事監理業務や発注者支援業務の受注実績が豊富であるほか、これまでに浄化施設やポンプ場などの下水道施設、電気機械等の設備工事についても、専門的知識を有し業務実績を十分に備えている。以上のことから、一般財団法人宮城県建築住宅センターを契約の相手方として選定するもの。
--	---

上記の結果は、以下のとおりです

(1) 一般財団法人宮城県建築住宅センター 理事長 三浦 俊徳			
(2) 落札額	(税抜) ¥4, 500, 000		
	(税込) ¥4, 950, 000	うち消費税相当額	¥450, 000
(3) 予定価格	(税抜) ¥4, 504, 000		
	(税込) ¥4, 954, 400	うち消費税相当額	¥450, 400
(4) 最低制限価格			